

インターネット上での児童ポルノの流通に関する
問題とその対策について

平成 20 年度総合セキュリティ対策会議 報告書

総合セキュリティ対策会議

はじめに

近年目覚ましい発展を遂げている情報通信ネットワーク、とりわけインターネットは、私たちの生活の利便性を向上させるにとどまらず、社会・経済活動の根幹を支える重大なシステムとして機能するに至っている。その一方で、サイバー犯罪の増加、インターネット上の違法情報、有害情報の氾濫、コンピュータ・ウィルスの蔓延が社会問題となるとともに、サイバー空間に対する国民の不安感も急速に高まっており、今、正に官民が連携してより効果的な情報セキュリティ対策を検討・実施すべき時期を迎えている。

「総合セキュリティ対策会議」は、情報セキュリティに関する産業界等と政府機関との連携の在り方、特に警察との連携の在り方について意見交換を行うことを目的として、平成 13 年度以降開催されているものである。当会議においては、情報セキュリティに関する有識者にとどまらず、電気通信事業、コンテンツ事業、コンピュータ製造・販売業、ソフトウェア産業等の各種事業に関する知見を有する方々、さらに、法曹界、教育界、防犯団体の方々という広い分野の有識者により、幅広い意見交換が活発に行われており、平成 13 年度以降、毎年度、様々な内容の報告書を取りまとめてきた。そして、こうした意見交換の結果は、例えば、平成 17 年 10 月の通信事業者及び警察におけるインターネット上の自殺予告事案への対応要領の策定、平成 18 年 6 月のインターネット・ホットラインセンターの運営開始、平成 20 年 5 月のファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会の設立といった施策に結び付いている。

本年度は、世界的にも大きな問題となっているインターネット上での児童ポルノの流通に関する問題を取り上げ、広報啓発を含めた広範な対応策等について議論を行った。各委員には、それぞれが属する企業・組織における知見を背景としつつも、個人としての立場で自由に議論に参加していただいたものである。本報告書は、これらの議論の結果を取りまとめたものであり、今後の情報セキュリティの向上及び安全・安心なインターネット社会の発展の一助となれば幸いである。

平成 21 年 3 月

総合セキュリティ対策会議委員長

前田雅英

総合セキュリティ対策会議の目的

昨今の官民を挙げた取組みにより、情報技術の急速な進展や高度情報通信ネットワーク社会が実現されつつあり、市民生活や社会・経済活動のあらゆる分野において、情報技術及び情報通信ネットワークが活用されるようになっている。

特に、インターネットの活用による生活の利便性の向上や電子商取引の発展等、高度情報通信ネットワーク社会の光の部分が拡大する一方、これに比例するように、サイバー犯罪が年々増加するなど、その陰の部分とも言うべき、情報セキュリティに対する脅威も増大しつつある。情報通信ネットワークの安全性及び信頼性を確保し、国民がこれを安心して利用することができるようにすることは、高度情報通信ネットワーク社会の形成にとって不可欠な条件であり、情報セキュリティの確保は喫緊の課題となっている。

情報セキュリティについては、サイバー犯罪に代表される情報セキュリティに対する脅威の舞台であるインターネット等の情報通信ネットワークが社会・経済活動の根幹を担う存在であり、産業界等が発展させてきたものであること、情報セキュリティに対する脅威に的確に対処するためには急速に発展している高度な技術の活用が必要であること等から、情報通信ネットワークに関わる広範な層の協力によってこそ確保されるものであると言える。

それゆえ、情報セキュリティに関する警察の活動も、産業界を始めとする多くの関係者・関係機関との連携が不可欠である。情報セキュリティに関する産業界等と警察との連携については、都道府県レベルでは「プロバイダ連絡協議会」等を通じた各種の取組みがなされていたものの、国レベルではかかる広範な官民連携の場が設けられていなかったところ、平成 13 年 5 月に東京で開催された G 8 ハイテク犯罪対策・官民合同ハイレベル会合（東京会合）においては、産業界等と法執行機関との連携を各国内でも議論することの重要性が改めて確認された。

総合セキュリティ対策会議は、こうした状況を受けて、情報セキュリティに知見を有する各界の有識者による意見交換の場として開催に至ったものであり、当会議における議論が産業界等と警察による情報セキュリティ対策の参考となることを期待するものである。

【これまでの議題】

平成 13 年度	情報セキュリティ対策における連携の推進
平成 14 年度	情報セキュリティに関する脅威の実態把握・分析
平成 15 年度	官民における情報セキュリティ関連情報の共有の在り方
平成 16 年度	インターネットの一般利用者の保護及び知的財産権侵害に関する官民の連携の在り方
平成 17 年度	インターネット上の違法・有害情報への対応における官民の連携の在り方
平成 18 年度	インターネット・ホットラインセンターの運営の在り方及びインターネットカフェ等における匿名性その他の問題と対策
平成 19 年度	Winny 等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害とその対応策

目 次

～ 本 編 ～

はじめに	1
総合セキュリティ対策会議の目的	2
目次	3
インターネット上での児童ポルノの流通に関する問題とその対応策について	5
第 1 章 インターネット上での児童ポルノの流通の問題点及び現状等	5
1. インターネット上での児童ポルノの流通の問題点	5
2. インターネット上での児童ポルノの流通の現状	5
3. 検討の対象とした「児童ポルノ」	6
第 2 章 諸外国における取組み	6
1. 諸外国における取組み	6
2. 諸外国におけるブロッキングの実施状況	6
(1) 英国における取組み	7
(2) イタリアにおける取組み	8
第 3 章 インターネット上での児童ポルノの流通に係る者による対策	9
1. 検討の対象とするインターネット上での児童ポルノの流通経路	9
2. インターネット上での児童ポルノの流通に係る者による対策	10
3. 警察による児童ポルノの製造者、頒布者の検挙	11
4. サイト管理者等による対策（児童ポルノの削除等）	12
5. 検索エンジンサービス事業者による対策 （元データの削除／検索結果の非表示化）	14
6. ISP による対策（ブロッキングの実施）	14
7. インターネット利用者による対策（フィルタリングの使用）	15
第 4 章 児童ポルノの流通防止に向けた取組み（提言）	17
1. 児童ポルノ流通防止に向けた取組みの方向性	17
(1) 児童ポルノに対する基本的な認識の幅広い共有	17
(2) 児童ポルノをインターネット上で流通させないための対策	17
(3) インターネット上で流通している児童ポルノへの対策	17
(4) インターネット上に児童ポルノを流通させた者への対策	19
2. 児童ポルノ流通防止のための取組みの推進体制の確立	19
(1) 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体（仮称）の設置	19
(2) 児童ポルノ流通防止対策推進協議会（仮称）の設置	20
平成 20 年度総合セキュリティ対策会議委員名簿	22
平成 20 年度総合セキュリティ対策会議の開催状況	24

～ 資 料 編 ～

1 . 委員等発表資料	
児童ポルノ事犯の検挙状況	1
インターネット・ホットラインセンターにおける児童ポルノの通報状況と 削除の課題	4
児童ポルノ画像の流通抑止におけるフィルタリングの可能性	7
児童ポルノ流通防止におけるフィルタリングの役割	11
児童ポルノ問題への対策と課題	22
児童ポルノの流通抑止に向けて セーフサーチとブロッキングに関する検討	26
児童ポルノ等のコンテンツフィルタリングについて	44
プロバイダ業界における児童ポルノに対する取り組みについて	48
児童ポルノ問題 プライベートセクターへの期待	52
海外における児童ポルノのブロッキングに関する現状について	57
Winyy 等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害問題に関する 取り組み状況	62
2 . 平成 20 年中のインターネット上の自殺予告事案への対応について	66
3 . 平成 20 年中の「インターネット・ホットラインセンター」の 運用状況について	67
4 . 平成 20 年中のサイバー犯罪の検挙状況等について	69
5 . 平成 20 年中の不正アクセス行為の発生状況等の公表について	71
6 . 平成 20 年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について	73

インターネット上での児童ポルノの流通に関する問題とその対策について

平成 20 年度総合セキュリティ対策会議では、「インターネット上での児童ポルノの流通に関する問題とその対策」を検討課題として議論を行った。児童ポルノの問題点や現状等について議論を重ねる中で、インターネット上での児童ポルノの流通は、児童に対する重大な人権侵害であって、児童ポルノに対しては「絶対に許されないもの」(Zero Tolerance)との立場で臨むべきとの基本認識を共有するとともに、我が国における児童ポルノ流通防止対策は欧米諸国に比べて遅れており、早急に具体的な取組みを進める必要があるとの認識に至った。

本報告書では、本会議における検討結果を踏まえ、インターネット上での児童ポルノの流通の問題点及び現状、諸外国における取組み、並びに児童ポルノの流通経路に関係する者による対策について述べるとともに、児童ポルノの流通を防止するため関係者によって行われるべき取組みについて具体的に提言する。

第 1 章 インターネット上での児童ポルノの流通の問題点及び現状等

1. インターネット上での児童ポルノの流通の問題点

児童ポルノについては、その製造時に個々の児童への著しい性的虐待を伴うことや被害児童に対する脅迫の道具として利用され得るという問題があるほか、児童ポルノがインターネット上に一旦流通した場合には、これを回収することは極めて困難であり、性的虐待の現場を永久に残し、被害児童の心を傷つけ続けることとなるという問題や児童ポルノの流通によって児童を性欲の対象として捉える風潮を助長するという問題がある。

2. インターネット上での児童ポルノの流通の現状

インターネット上の児童ポルノに対しては、現在、これを流通させた被疑者の検挙、インターネット・ホットラインセンターによる削除依頼等の取組みが行われている。しかし、インターネット上の掲示板等には、依然として多数の児童ポルノが流通しており、インターネット利用者がこれらの児童ポルノを容易に検索、閲覧することが可能な状態となっている。

例えば、インターネット上には、性的な行為を強要されている児童の画像等が掲載されている画像掲示板や、サンプルとして児童ポルノ画像を掲載している DVD 販売サイト等が多数存在しており、検索エンジンにキーワードを入力することでこれら直視に耐えないおびただしい数の児童ポルノを、容易に入手することができるという実態がある。

さらに、DVD 販売サイトに掲載されている児童ポルノの中には、既にその製造者が検挙されているものもあり、児童ポルノが一旦インターネット上に回った場合には、これを回収することが困難であることを示している。

3. 検討の対象とした「児童ポルノ」

インターネット上には、実在しない児童への性的虐待を表現したコンピュータ・グラフィック（CG）、漫画等の流通もみられるところであるが、これらについては、我が国においては法律上「児童ポルノ」として取り扱われていない。このため、本会議においては、実在しない児童への性的虐待を表現したCG、漫画等の取扱いについての議論は別の場に委ねることとし、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（平成 11 年 5 月 26 日法律第 52 号。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）において定義されている「児童ポルノ」を対象として、その流通防止方策について検討を行った。

第 2 章 諸外国における取組み

1. 諸外国における取組み

諸外国においては、既に官民が連携した対策が積極的に行われており、英国、イタリア、スウェーデン、フィンランドを始めとする多くの欧米諸国では、ホットラインセンターの運用による児童ポルノの削除のほか、ISP によるブロックング^{*1}等の対策が実施されている。

欧州連合では、「Safer Internet Plus Programme」を策定し、児童ポルノを含めたインターネット上の違法情報、有害情報への対策を進めており、2009 年から 2013 年を実施期間として検討されている次期プログラム（「New Safer Internet Plus Programme」）では、オンライン上での児童の誘い出しとともに、児童ポルノに焦点が当てられている。また、平成 20 年 11 月に開催された「第 3 回児童の性的搾取に反対する世界会議」においても、インターネット上の児童ポルノ対策が大きなテーマの一つとして取り扱われ、各国における様々な取組みが紹介されるとともに、官民が連携して各種の取組みを実施することの必要性について議論が行われた。

2. 諸外国におけるブロックングの実施状況

ISP によるブロックングについては、英国、イタリア、オランダ、カナダ、スイス、スウェーデン、デンマーク、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、ブラジル、米国等で実施されており、イタリア及びフィンランドでは、法令により ISP に対して実施が義務付けられているが、その他の国では ISP の自主的な取組みとして実施されている。

*1 ブロックングとは、インターネットにアクセスするためのサービスを提供しているインターネット・サービスプロバイダ（ISP）において、インターネット利用者による特定のサイト又はウェブページへのアクセスを遮断することによって、その閲覧を防止する措置のことをいう。

(1) 英国における取組み

英国では、ブロッキングについては、ISPによる実施を義務付ける法令は存在しておらず、ISPによる自主的な取組みとして位置付けられている。英国におけるブロッキングは、ホットラインセンターの運用を行っている非営利団体であるIWF (Internet Watch Foundation) が、ホットライン業務を通じて得た情報に基づいて作成した、児童ポルノに係るURLのリスト(ブロッキングリスト)を活用することによって行われている。英国では、ブロッキングの対象となるものは児童ポルノのみであり、IWFのアナリストによって児童ポルノと判断された情報について、そのURLがブロッキングリストに登載される。また、これらのURLについて、IWFでは児童ポルノが削除されたか否かの精査を常時行っている。このようにして作成されるブロッキングリストには、常に800から1,200件のURLが登載されており、ブロッキングを実施するISPのほか、CEOP (Child Exploitation and Online Protection Center、児童搾取及びオンライン保護センター。英国の国の警察機関の一つ。)、英国プロバイダ協会、携帯電話事業者、検索エンジンサービス事業者、フィルタリング事業者等にも閲覧可能となっている。ブロッキングリストは一般には公開されていない。

なお、IWFでは、児童ポルノのブロッキングリストの作成・管理のほか、関連するISPに削除等を行うよう求めるとともに、インターネット利用者から受けた通報のうち児童ポルノに関するものの内容をCEOPに通報している。

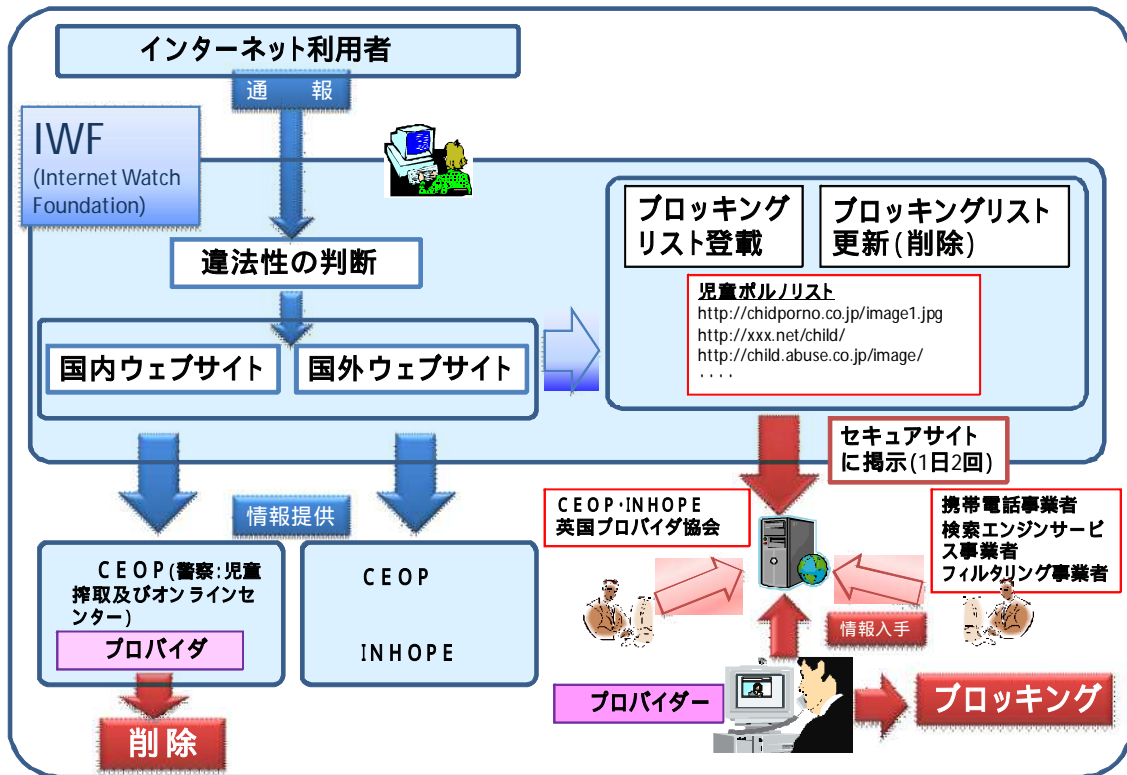


図 1 英国における取組みの枠組み

(2) イタリアにおける取組み

イタリアでは、2006 年法律第 38 号によって、ISP に対しブロッキングの実施が義務付けられた。ブロッキングに用いられるブロッキングリストは、内務省下の国家警察に属する郵便通信警察が、国内外の警察機関、官民の団体、インターネット利用者、プロバイダ等からの通報等を基に作成しており、その送付を受けたインターネット上の未成年ポルノ対策国立センターが ISP に提供している。ブロッキングリストは、ブロッキングを実施する ISP のほか、イタリア為替局、未成年ポルノ未成年虐待撲滅のための監視所等にも提供されるが、一般には公開されていない。ブロッキングリストの提供を受けた ISP では、当該リストに登録されているサイトに第三者がアクセスすることを防御するフィルタを設置するとともに、ブロッキングされているウェブページに第三者がアクセスしようとした場合には、当該ページがブロッキングされていることなどを示すページを表示するように措置する。

なお、イタリアでは、児童ポルノを掲載するサイトの開設自体が違法であり捜査の対象となることから、ブロッキングの対象となるウェブサイトの開設者に対する削除要求は行われていない。



図2 イタリアにおける取組みの枠組み



図3 児童ポルノが掲載されているサイトにアクセスしようとした者に対して、同サイトがブロッキングされていることを示すページ

第3章 インターネット上での児童ポルノの流通に関係する者による対策

1. 検討の対象とするインターネット上での児童ポルノの流通経路

児童ポルノの流通経路には、掲示板等のウェブサイトに掲載された児童ポルノをウェブブラウザを利用して閲覧等するもののほか、ファイル共有ソフト「eMule」を利用して児童ポルノを提供していた被疑者が検挙された事例にみられるように、ファイル共有ソフトを利用したものや、ニュースグループやチャットを利用したものもある。

インターネットを通じた児童ポルノの流通経路を遮断するためには、ウェブブラウザを利用したものだけでなく、ファイル共有ソフト等種々の手法により行われるものすべてについて措置を講じる必要があるが、流通経路の異なるすべての手法について網羅的に対策を検討することは、議論を拡散させることになりかねないことから、本会議では、まずは児童を性的搾取の対象とする風潮を煽る影響力が非常に大きく、また、一般のインターネット利用者が「見てしまう」被害を招来する可能性の高いウェブブラウザを利用したものについて検討を行った。

2. インターネット上での児童ポルノの流通に関係する者による対策

インターネットを通じた児童ポルノの流通を防止するためには、その流通に関わる者すべてが、それぞれの立場で対策を講じる必要がある。ウェブブラウザを利用した児童ポルノの流通経路についてみれば、児童ポルノの製造、頒布を行う当事者のほか、児童ポルノが掲載されるウェブサイトのサイト管理者、サーバ管理者、検索エンジンサービス事業者、DNS サービス提供者、インターネット・サービスプロバイダ（ISP）、一般のインターネット利用者等が関わっており、これら関係者すべてが、その流通防止に向けた対策を講じていく必要がある。

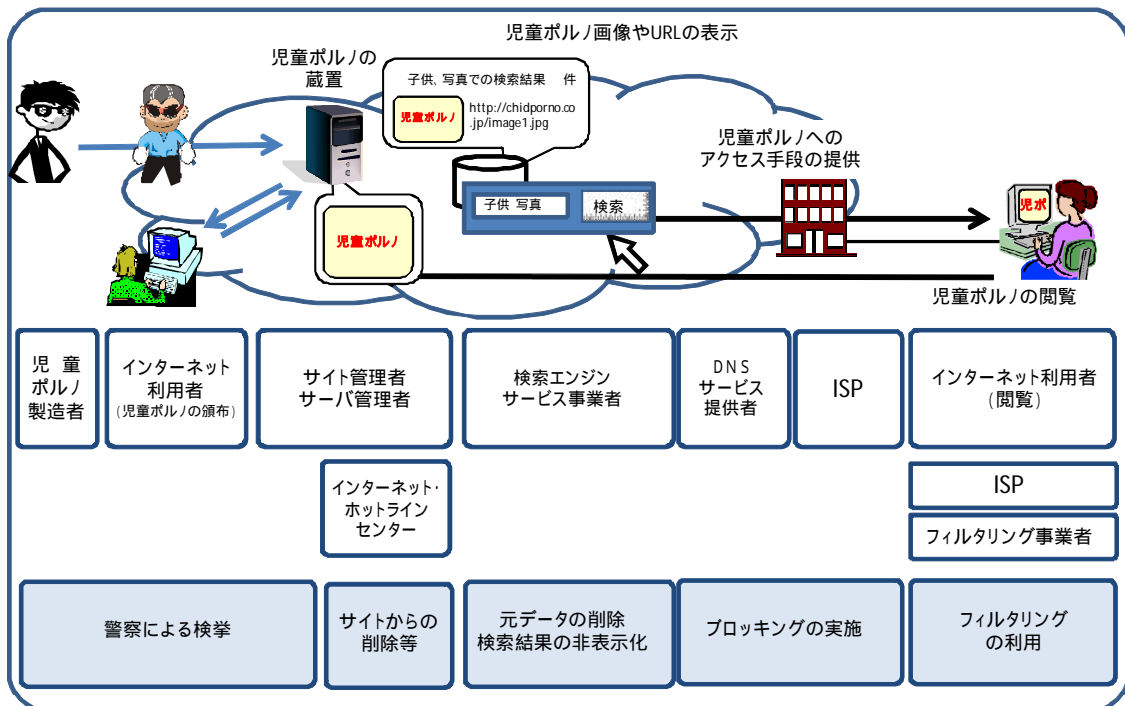
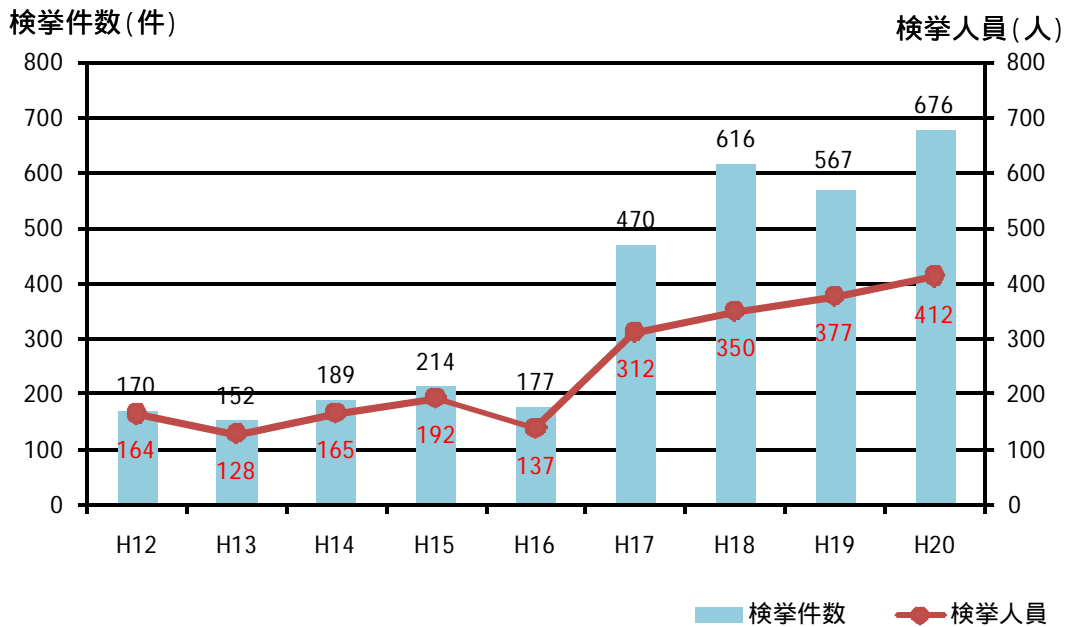


図4 ウェブブラウザを利用した児童ポルノの流通経路における関係者による対策の概要

3. 警察による児童ポルノの製造者、頒布者の検挙

児童ポルノをインターネット上に流通させる行為及び提供の目的で児童ポルノを製造する行為等は、児童買春・児童ポルノ禁止法により禁止されている。警察では、その取締りを進めているが、平成 20 年には 676 件の児童ポルノ事犯を検挙し、過去最多を記録しているなど、依然として、児童ポルノ事犯をめぐる情勢は大変厳しいものとなっている。そのため、警察では、捜査に携わる警察職員の捜査能力の向上、体制や資機材の強化を図るなどの取組みを進め、取締りを更に推進していく必要がある。

なお、児童ポルノの新たな製造、頒布を抑止するためには、警察による検挙が非常に重要であるが、児童ポルノの製造者、頒布者の検挙を進めたとしても、大量の複製物が流通し続ける状況にあって、インターネット上における児童ポルノの流通に歯止めをかけるためには、あらゆる手段を重層的に講じていく必要がある。



年	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
検挙件数	170	152	189	214	177	470	616	567	676
検挙人員	164	128	165	192	137	312	350	377	412

図 5 児童ポルノ事犯の検挙状況

理者等の存在や I N H O P E に加盟しているホットラインの存在しない国のサーバに蔵置されており削除依頼ができない児童ポルノの存在等の課題がある。

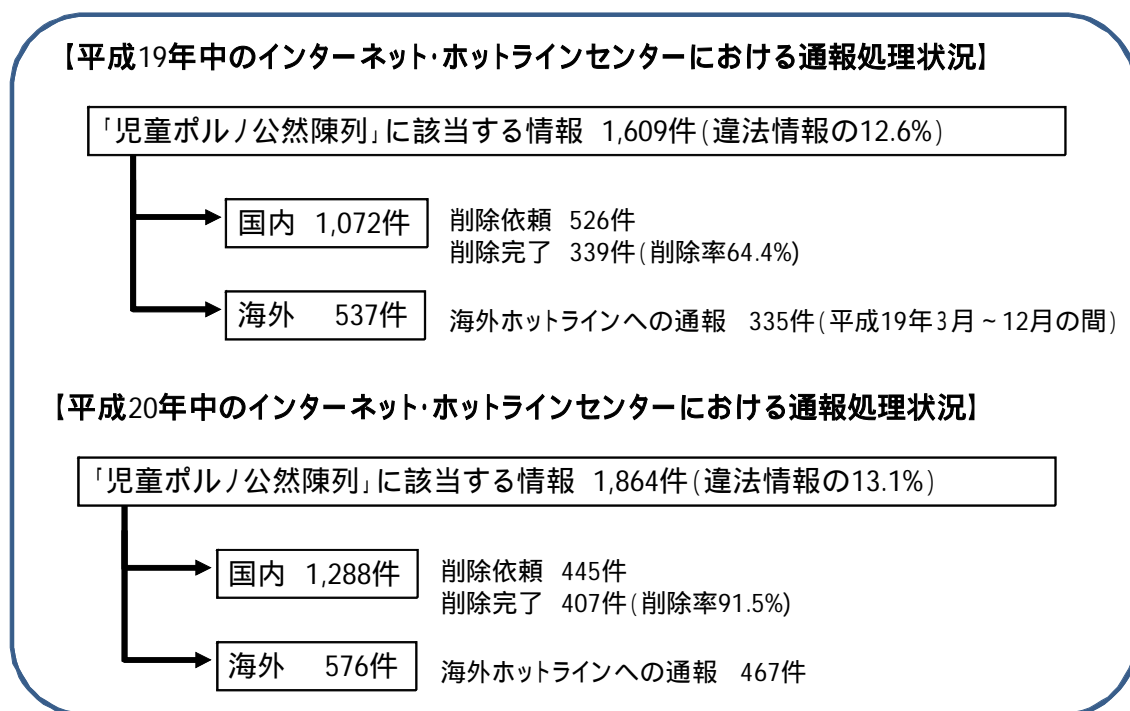


図7 インターネット・ホットラインセンターにおける通報処理状況

5. 検索エンジンサービス事業者による対策（元データの削除 / 検索結果の非表示化）

検索エンジンは、インターネット上に存在する情報を探し出すために極めて有用なツールであるが、一方で、児童ポルノの流通という点でみると、児童ポルノが掲載されているウェブページの検索も可能であること、児童ポルノがコピーされ検索エンジンの元データとして保存されていること、といった問題がある。

現在、主要な検索エンジンでは、検索エンジンの元データを管理する米国法人において、NPO からの情報提供を受けるなどして、児童ポルノに関する情報（URL、児童ポルノ画像等）を削除する取組みを行っている。また、これらの検索エンジンでは、画像検索の検索結果に成人向けの画像を掲載しているウェブページを表示させない機能が初期設定で有効化されている。当該機能は、児童ポルノもその対象となり得るものであり、児童ポルノの流通防止に寄与しているところである。

一方、これらの取組みを、児童ポルノの流通防止対策として、より有効なものとするためには、検索エンジンの元データの削除を行うための情報収集の充実、画像検索等における規制対象とする URL データベースの充実、画像解析技術の精度向上を図ることなどが考えられる。とりわけ、児童ポルノに係る情報の収集、特に日本人向けのサイトにおける情報の収集の点で課題があり、児童ポルノに係る情報収集や情報提供を受けるための仕組みの構築が不可欠である。

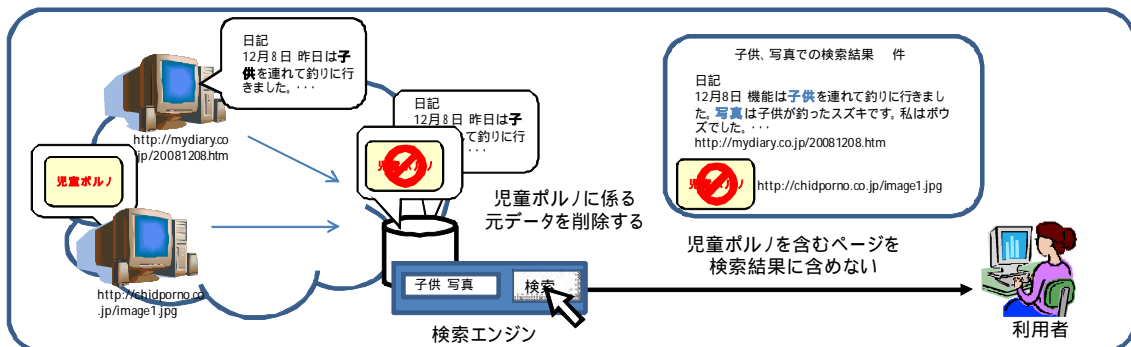


図8 検索エンジンサービス事業者による対策（元データの削除 / 検索結果の非表示化）

6. ISPによる対策（ブロッキングの実施）

ISPは、一般の利用者がインターネットにアクセスするために不可欠なサービスを提供する事業者として、インターネットを通じた児童ポルノの流通防止に重要な役割を担っており、英国、イタリア、スウェーデン、フィンランドを始めとする諸外国では、児童ポルノを含むウェブページへのアクセスを遮断するブロッキングを既に実施している。我が国においては、ブロッキングについての検討が緒に就いたところであり、他国の取組みと比べて大きく遅れている。ブロッキングについては、その態様により利用の公平、通信の秘密の観点からの整理を要する（特段の問題はないとの意見もある。）ところであるが、他国における先例もあるところであり、これらを参考としつつ、今後迅速に実施に向けた検討を進めていく必要がある。

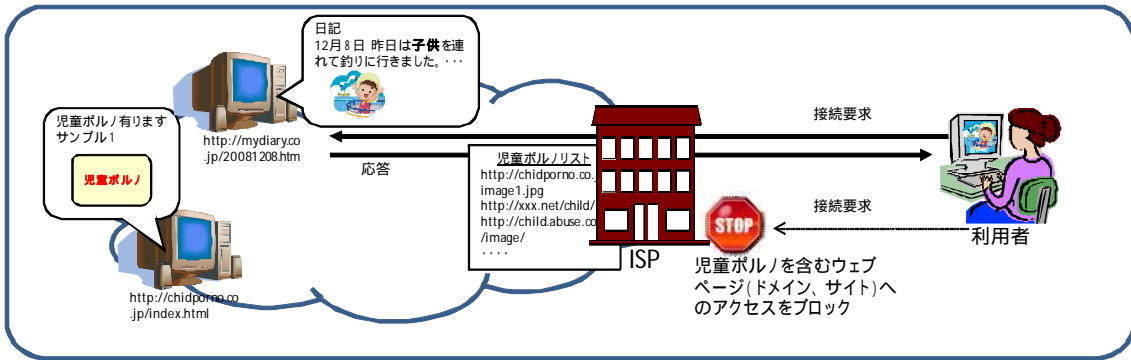


図 9 ISPによる対策(ブロッキングの実施)

現在、ブロッキングの方式には、DNSブロッキング、パケットドロップ、ハイブリッドフィルタリングの3方式があり、ブロッキングを実施するタイミング(DNSサーバへのIPアドレスの問い合わせ時/基幹ルータへの接続要求時)やブロッキングの単位(ドメイン名単位/IPアドレス単位/URL単位)などが異なる。

方式名	DNSブロッキング	パケットドロップ	ハイブリッドフィルタリング
ブロッキング実施のタイミング	DNSサーバへのIPアドレス問い合わせ時	基幹ルータへの接続要求時	基幹ルータへの接続要求時
ブロッキングの単位	ドメイン名	IPアドレス	URL
概要等	<ul style="list-style-type: none"> DNSサーバにおいて、ブロッキング対象のドメイン名についてのIPアドレスの問合せに回答しないことによって、アクセスを遮断する。 アクセスがブロックされる範囲が過大になり得るとの指摘。 IPアドレスの直接指定又はブロッキングを行っていないDNSサーバの利用による迂回が可能との指摘。 	<ul style="list-style-type: none"> 基幹ルータにおいて、ブロッキング対象のIPアドレスへの接続要求に応じないことによって、アクセスを遮断する。 アクセスがブロックされる範囲が過大になり得るとの指摘。 設定ミスによるネットワーク障害発生のリスクが存在するとの指摘。 	<ul style="list-style-type: none"> パケットドロップを行った上で、URLフィルタにより接続先URLを確認するという2段階の確認を行い、ブロッキング対象のURLへのアクセスを遮断する。 きめ細かいブロッキングが可能 URLフィルタ導入に伴う設備投資コストが相対的に大きいとの指摘。 URLフィルタで利用するブロッキングリストが入手できる脆弱性が存在するとの指摘。 設定ミスによるネットワーク障害発生のリスクが存在するとの指摘。

図 10 ブロッキングの方式

なお、ブロッキングのほかに、ドメイン名の管理を行っているDNSサービス提供者において当該ドメイン名を使用停止とすることによりアクセスを遮断する方法もある。使用停止とされたドメイン名については、その情報が反映されるまでにある程度の時間がかかるものの、いずれのDNSサーバにおいても当該ドメイン名に対するIPアドレスの問い合わせに対して応答ができなくなる。

7. インターネット利用者による対策(フィルタリングの使用)

インターネット上での児童ポルノの流通により、児童ポルノの閲覧を望まない者が

偶発的にこれを目にしてしまうことも「被害」であるとの指摘がある。このような被害を防止する手法の一つとして、違法情報、有害情報の閲覧防止措置の一つとして用いられているフィルタリングが有効となる。フィルタリングは、利用者が望まない情報へのアクセスを防止するための手段であり、利用者が児童ポルノが含まれるカテゴリ（児童ポルノは主に「わいせつ」のカテゴリに分類されている。）をフィルタリング対象として選択することによって、児童ポルノの閲覧を防止することができる。フィルタリングを利用するには、端末にフィルタリング・ソフトウェアを導入するほか、ISP等から提供されているフィルタリング・サービスを利用することもできる。

フィルタリングの利用は、インターネット利用者の任意であることから、児童ポルノ流通防止対策としての実効性を持たせるためには、インターネット利用者の意識の向上と利用率の向上が課題であるほか、意図的に児童ポルノの閲覧をしようとする者には効果はなく、他の対策によるほかはない。また、フィルタリングの対象となる児童ポルノについて、情報収集を更に充実させる必要がある。

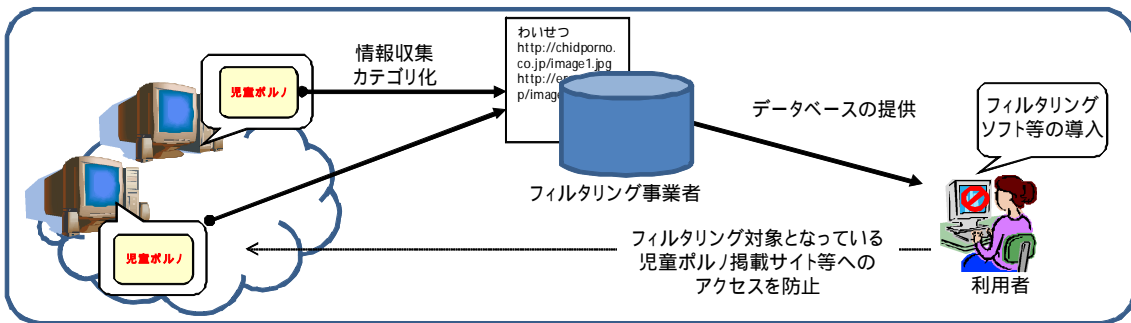


図 11 インターネット利用者による対策（フィルタリング）

関係者による対策	警察による、児童ポルノ製造者、頒布者の検挙	サイト管理者等による、サイトからの児童ポルノの削除等	検索エンジンサービス事業者による、元データの削除/検索結果の非表示化	ISPによる、ブロックの実施	インターネット利用者による、フィルタリングの利用
効果の範囲	児童ポルノの製造者、頒布者	インターネット利用者	検索エンジン利用者	ブロックを実施しているISPの利用者	フィルタリングソフトウェアやフィルタリングサービスの利用者
現状	警察では、児童ポルノの製造者、頒布者の検挙を推進しているが、依然として、児童ポルノ事犯をめぐる情勢は大変厳しい。	インターネット・ホットラインセンターを通じた、サイト管理者等への削除依頼を実施している。	画像検索の結果に児童ポルノを含む成人向けの画像を掲載しているウェブページを表示させない機能が初期設定で有効化されている。	実施されていない。	フィルタリング事業者やISPが、ソフトウェアやサービスを提供している。
課題	態勢の強化 全てを捜査により解決することは事実上困難 犯罪の痕跡が残らざること、匿名性が高いこと、海外サーバ利用時には、国際捜査が必要となること等の問題 インターネット上に既に流通している児童ポルノの根絶にはつながらない	サイト管理者等による児童ポルノの掲載の未然防止を行うためには、投稿された画像等の自動判定技術の開発等が必要 削除依頼に応じないサイト管理者等の存在 海外サーバに蔵置されており削除依頼ができない児童ポルノの存在等	検索エンジンの元データ削除のための情報収集の充実 画像検索等における規制対象とするURLデータベースの充実 画像解析技術の精度向上	利用の公平、通信の秘密の観点から整理を要する 各実施方式における技術的な問題の存在（アクセスがブロックされる範囲が過大になり得るとの指摘、設定ミスによるネットワーク障害発生リスクが存在するとの指摘等）	フィルタリングの利用率の向上 児童ポルノに係る情報収集

図 12 関係者による児童ポルノ流通防止対策の概要

第 4 章 児童ポルノの流通防止に向けた取組み（提言）

1. 児童ポルノ流通防止に向けた取組みの方向性

インターネット上の掲示板等には、依然として多数の児童ポルノが流通しており、容易に検索、閲覧が可能な状態となっている現状に対し、官民が連携して以下のような取組みを実施すべきある。

(1) 児童ポルノに対する基本的な認識の幅広い共有

児童ポルノは、その製造時に個々の児童への著しい性的虐待を伴い、また、その流通によって、被害児童への人権侵害が継続するものであることなどから、インターネット上での児童ポルノの流通に関わるすべての関係者が、それぞれの立場で対策を講じ、その絶無を期すべきものであり、そのためには、インターネット利用者を含めた幅広い関係者が、児童ポルノは「絶対に許されないもの」との認識を幅広く共有し、関係者すべてが主体的に取組みを進めていく必要がある。また、関係者による取組みを促進するためには、児童ポルノの流通を防止するための自主的な対策を実施している関係者が社会的な評価を受けることができるような環境を構築する必要がある。

このため、対策を実施する関係者のみならず国民一般の意識の向上を図ることを目的として、児童ポルノのインターネット上での流通の現状や問題点、各種対策の重要性、必要性等についての広報啓発を進め、児童ポルノの根絶に向けた意識を共有していく必要がある。

(2) 児童ポルノをインターネット上で流通させないための対策

インターネット上での児童ポルノの流通を防止するためには、まずは、児童ポルノがインターネット上の掲示板等に掲載されないようにすることが重要である。

このためには、画像が掲示板等に掲載される前にチェックがなされ、児童ポルノが排除されることが理想的であるが、掲示板に掲載される画像の量は莫大であり、投稿された画像等を自動的に判定する技術も開発途上であるため、現時点において、かかる措置をすべてのサイト管理者等に求めることは現実的ではない。まずは、サイト管理者等がこのような措置を行い得る環境を整えることが重要であり、自動判定技術の開発等を促進し、サイト管理者等が少ないコスト負担で活用できるようにしていくことが重要である。

(3) インターネット上で流通している児童ポルノへの対策

ア すべての関係者による重層的な対策の実施

サイト管理者等が自己の運営するサイト等から児童ポルノが発信されないよう措置を講じたとしても、その流通のすべてを事前に阻止することは困難であることから、インターネット上に流通してしまった児童ポルノについても対策

を行うことが不可欠である。

インターネット上に流通してしまった児童ポルノの拡散を防止するための措置については、サイト管理者等による削除、ISPによるブロッキング、検索エンジンにおける元データの削除・検索結果の非表示化といった手法があり得る。

これら手法についてみると、サイト管理者等による削除は、国外にいるサイト管理者等にまで効果を及ぼすことが困難であること、ブロッキングをしたとしても、検索エンジンの元データとして残る児童ポルノの閲覧を防止できないことなど、いずれか一つの対策が講じられれば、決定的な効果が得られるというものではない。したがって、インターネット上の児童ポルノの流通に関係する者すべてが、それぞれの立場で取り得る措置を重層的に講じていくことが重要である。

イ 児童ポルノ流通実態の把握と情報提供

上記アで述べた措置が実際に講じられるためには、どのサイトに、どのような児童ポルノがあるかという流通実態が把握され、児童ポルノに該当するかどうか判断された上で、対策実施者に提供される必要がある。

現在、インターネット・ホットラインセンターでは、違法情報の一類型として「児童ポルノ公然陳列」に関する通報を受け付け、「児童ポルノ公然陳列」に該当すると判断したものについては、サイト管理者等への削除依頼を行っており、同センターは、流通実態の把握に重要な役割を担っている。広報啓発をより一層推進することにより、一般のインターネット利用者による同センターに対する「児童ポルノ公然陳列」に関する通報を促すなど、引き続き、これらの措置の強化を進めていく必要がある。

ウ ブロッキング実施上の課題の整理

ブロッキングは、利用者との契約に基づき、ISPが自主的に行う措置ではあるが、児童ポルノが掲載されたウェブページへのアクセスを禁止するものであることから、「表現の自由」との関係で、慎重に検討を進めなければならない。しかし、児童ポルノについては、そもそも、電気通信回線を通じて提供すること自体が、法律により禁止され、違反した者に刑罰が科せられることとされていることから、当該児童ポルノを掲載した者の表現の自由は既に制約されている。したがって、当該ウェブページへのアクセスを禁止する措置がとられたとしても、このことは、児童ポルノの掲載した者の表現の自由についての従来からの制約の枠を超えるものではないものと思われる。

また、利用者が閲覧を行おうとする通信の内容を確認し、これが児童ポルノ掲載アドレスリストに掲載されているものであるときには、同通信の媒介を拒絶するという場合には、電気通信事業法との関係から、「通信の秘密の保護」との関係で慎重に検討する必要がある。その際には、「機械的に処理される仕組みであっても、電気通信事業者の取扱中に係る通信に関し、その通信の秘密

に属する情報について機械的に検索を行い、特定の条件に合致する通信を検出し、当該通信を通信当事者の意思に反して利用する行為は、通信の秘密の侵害（窃用）に当たる。」とされる一方で、「通信当事者の同意があれば、窃用に当たらないため、構成要件を満たさない」という議論が参考となり得る。しかし、一般に、通信の当事者間では、「通信の秘密の保護」は放棄されている場合が多いものと解されることから、ISPと利用者が当該通信行為の当事者と解し得る場合には、「通信の秘密の保護」との関係は、比較的容易に整理されるものと考えられる。

また、ブロッキングについては、第3章6において述べたとおり、その方式により、ブロッキングする単位、導入コスト、実施に伴うリスク等が異なっており、その具体的方式を決定するに当たっては、実際のインターネット環境において検証を行うことが必要である。あわせて、アクセスがブロックされる範囲が過大なものとならないかなどについても検証する必要がある。もとより、いずれの方式を導入すべきかという点については、上述の法的整理が影響するものであり、その判断に当たっては、両者を総合的に勘案して結論を得る必要がある。

(4) インターネット上に児童ポルノを流通させた者への対策

上記(3)に述べた対策は、児童ポルノの流通量の削減やインターネット利用者による閲覧機会の削減を目的とするインターネット上で流通している児童ポルノ自体への対策であるが、児童ポルノを流通させた者への対策、すなわち、警察による検挙も併せて行う必要がある。

このため、捜査上の隘路となっているインターネットの匿名性等の問題を解決し、児童ポルノをインターネット上に流通させた者の特定を容易にするため、インターネットカフェにおける利用者の本人確認の実施を求めていくなどの取組みを行うとともに、児童ポルノ事犯の取締りを強化するための警察における態勢を強化する必要がある。

2. 児童ポルノ流通防止のための取組みの推進体制の確立

(1) 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体（仮称）の設置

第4章1(3)アで述べたとおり、インターネット上の児童ポルノの流通に関係する者すべてが、それぞれの立場で、ブロッキングの実施、検索エンジンの元データの削除、フィルタリングの利用率向上や情報収集の充実等の各種措置を講じるためには、インターネット上に流通している児童ポルノについて、児童ポルノ該当性についての判断を経た上で作成されたリストが提供される必要がある。各措置に対する社会的な評価は、同リストに対する評価に大きく依存するものであることから、同リストの作成、維持管理について社会から信頼を寄せられるものとする必要がある。具体的には、児童ポルノ該当性の判断に関し、既に相当程度の経験を有するインターネット・ホットラインセンターの知見と社会的信頼を活用することが重要であろう。また、リスト化され対策実施者に提供される情報としては、当該児童ポル

ノが掲載されているアドレスのほか、その複製物について同一性を確認し各種措置を講じられるようにするため当該児童ポルノの識別情報も含むことが有効である。さらに、これらのリストについては、ウェブページ上から児童ポルノの削除がなされた場合や、児童ポルノ該当性に対して異議が申し立てられた場合への対応等リストの維持・管理が必要となる。

以上のような、児童ポルノ該当性の判断、リストの維持・管理等について、十分な透明性と客観性を確保しつつ、警察、インターネット・ホットラインセンター等が把握した児童ポルノに係る情報に基づき、児童ポルノ掲載アドレスや児童ポルノ画像の識別情報のリストを作成し、児童ポルノの流通防止対策を行う事業者等にこれらを提供するとともに、当該リスト上に掲載された児童ポルノに係る情報について検証等を行う機能を有する児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体（仮称）を設置する必要がある。

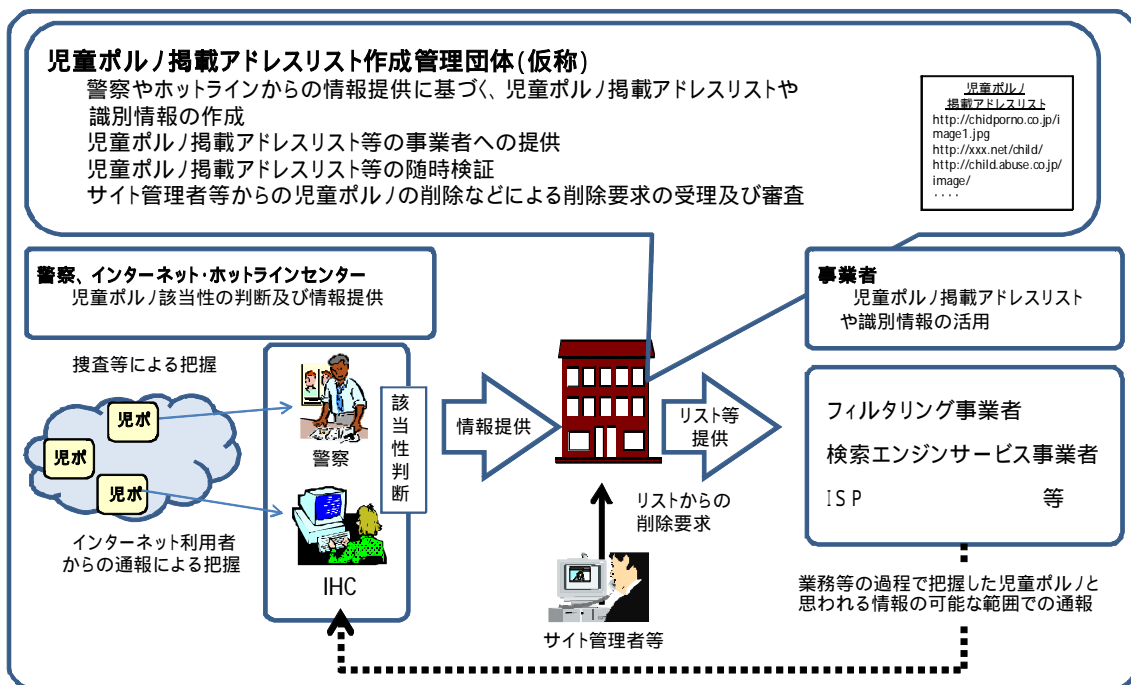


図 13 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体（仮称）

(2) 児童ポルノ流通防止対策推進協議会（仮称）の設置

上記(1)で述べた児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体（仮称）の立上げや、第4章1(3)ウで述べたISPによるブロッキングを実施に移すための検討等を行うに当たっては、具体的な課題の検討、関係者間の調整、実施状況のフォローアップ等を行うため、事業者、民間団体、有識者、業界団体、関係府省庁等から構成される児童ポルノ流通防止対策推進協議会（仮称）を設置するべきである。現在、民間主導により良好なインターネット利用環境の構築を目指す取組みも開始されており、その中で児童ポルノ対策についても検討が行われることとされていることから、児童ポルノ流通防止対策推進協議会（仮称）の設置に当たっては、このような動きとも一体とな

って各種の検討が行い得るようにすることが効果的である。

児童ポルノ流通防止対策推進協議会（仮称）における検討状況等については、本会議に報告される必要がある。

児童ポルノ流通防止対策推進協議会（仮称）

1 構成

- ・ 児童ポルノの流通防止対策を実施する事業者
（ISP、検索エンジンサービス事業者、フィルタリング事業者等）
- ・ 児童ポルノの流通防止に取り組んでいる民間団体
（ECPAT、日本ユニセフ協会等）
- ・ 業界団体（インターネット協会等）
- ・ 有識者（学識経験者、弁護士等）
- ・ 関係省庁

2 検討事項

- (1) 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体（仮称）の立ち上げに関する検討
（提供を受ける情報の範囲、提供先の範囲、維持管理方法等）
- (2) ブロッキングに関する技術的な検証、法的な課題の整理等を行うための検討

図 14 児童ポルノ流通防止対策推進協議会（仮称）

平成 20 年度総合セキュリティ対策会議委員名簿

前田 雅英 (委員長)	首都大学東京 都市教養学部長
荒木 浩一	(株)NTTドコモ モバイル社会研究所 副所長
石田 秀人	(社)日本クレジット産業協会計画調整部 部長
稲垣 隆一	弁護士
猪俣 清人	デジタルアーツ(株)経営企画部 部長
江口 研一	KDDI(株)渉外・広報本部渉外部 担当部長 (社)電気通信事業者協会消費者支援委員会 副委員長)
小田 啓二	特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルス理事長
加藤 秀次	(社)日本PTA全国協議会 専務理事
楠 正憲	マイクロソフト(株)技術統括室 最高技術責任者補佐
久保田 裕	(社)コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS) 専務理事・事務局長
桑子 博行	(社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員会 委員長 (AT&Tジャパン(株) 通信渉外部長)
国分 明男	(財)インターネット協会 副理事長
後藤 啓二	弁護士
金野 志保	明治大学法科大学院 特任教授、弁護士
杉浦 昌	大阪大学社会人教育講座 外部講師 (独立行政法人情報処理推進機構 主任研究員)

- 高橋 大洋 ネットスター（株）営業マーケティング本部
広報部 部長（広報・渉外担当）
- 谷川 哲司 日本電気（株）経営システム本部
セキュリティ技術センター シニアマネージャー
- 寺澤 慎祐 サン・マイクロシステムズ（株）
政策推進営業本部 インダストリー営業開発部 統括部長
- 中井 裕真 (財)日本ユニセフ協会 広報室 室長
- 西村 達之 セコムトラストシステムズ（株） 代表取締役副社長
- 藤田 一夫 グーグル(株) パブリック ポリシー & ガバメント アフェアーズ
ポリシーカウンセラー
- 別所 直哉 ヤフー（株）ＣＣＯ（最高コンプライアンス責任者）
兼法務本部長
- 丸橋 透 ニフティ（株）コーポレート本部副本部長兼法務部長
- 宮本 潤子 E C P A T / ストップ子ども買春の会 共同代表
- 安田 浩 東京電機大学 教授
- 吉川 誠司 W E B 1 1 0 代表

（敬称略・50音順）

（オブザーバ）

内閣官房
総務省
法務省
外務省
文部科学省
経済産業省

事務局：警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課

平成 20 年度総合セキュリティ対策会議の開催状況

第 1 回会議 平成 20 年 7 月 16 日 (水)

第 2 回会議 平成 20 年 9 月 25 日 (木)

第 3 回会議 平成 20 年 10 月 29 日 (水)

第 4 回会議 平成 20 年 12 月 8 日 (月)

第 5 回会議 平成 21 年 1 月 14 日 (水)

第 6 回会議 平成 21 年 3 月 4 日 (水)